

高知県種子生産者育成支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県種子生産者育成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、水稻種子生産特有の高度な知識や技術を有した新たな水稻種子生産者を育成し、種子の安定供給と水稻の生産振興を図ることを目的として、県内の採種組合（以下「補助事業者」という。）が実施する研修事業（以下「補助事業」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(事業の内容等)

第3条 補助事業、補助事業者、事業実施主体、事業内容、補助対象経費、補助期間、補助率及び補助要件は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者が補助金交付申請書を提出するときは、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない旨を証する納税証明書及び誓約書兼同意書（別紙4）を添付しなければならない。なお、納税証明書に代わり、県税完納情報の提供に係る同意書（別紙5）及び本人確認書類の写しをもって代えることができるものとする。

3 前項の納税証明書は、県税の納税義務がない場合は、県税納税証明書に代えて、その旨の申立書（別紙6）を添付しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。

(2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

(3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相

談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。

- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が前条に掲げる各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了後の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2) 県税の滞納がないこと。
- (3) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に県税の滞納がないことを確認すること。

(指令前着手)

第8条 補助事業者は、補助事業に着手する場合は、原則として、補助金の交付の決定に基づき行わなければならない。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に補助事業に着手する必要がある場合は、別記第2号様式による指令前着手届を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費について、次の各号のいずれかに該当する重要な変更（当該各号に該当しない軽微な変更を除く。）をしようとするときは、別記第3号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金総額の変更

(2) 補助事業の中止又は廃止

2 知事は、前項の規定による承認の際に、補助事業者に対し、必要な調査を行うことができる。

(補助事業の実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは別記第4号様式による補助金実績報告を補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。

(2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。

(4) 補助事業の実施が著しく不適當であると認められたとき。

(5) 補助事業者が第5条ただし書各号のいずれかに該当すると知事が認めるとき。

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第

1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第1号、第11条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

| 事業名 | 補助事業者 | 事業実施主体 | 事業内容・補助対象経費・補助期間 | 補助率 | 補助要件 |
|-----------------|--------------|---|--|---|--|
| 種子生産者 育成支援事業 | 採種組合 採種部会 | 採種組合又は採種 部会(以下、採種 組合等と記載)に 属するベテラン生 産者（指導者）と 有望な水稻生産者 （研修者） | <p>（1）事業内容 採種組合等に属するベテラン生産者（指導者）が地域の有望な水稻生産者（研修者）に対して、種子生産特有の高度な知識や技術を教え、新たな種子生産者を育成する取組を支援する。</p> <p>（2）補助対象経費 種子生産特有の知識や技術の習得に係る研修時間に対する賃金相当分の助成金</p> <p>（3）補助期間 2年間</p> | <p>定額</p> <p>指導者： 25万円</p> <p>研修者： 11万円</p> | <p>・事業実施主体は、地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれる者</p> <p>・研修者は研修終了後、採種組合等に属して種子生産に取り組むこと。</p> |